

# 静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

## 新 旧 対 照 表

改正前

別表第1(第2条関係)

6 条例第6条第2項第6号の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア イに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本拠の位置が他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の区域内に存するものに表示するもの

当該都道府県又は指定都市若しくは中核市における屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

であること。

# 対 照 表

## 改 正 後

### 別表第1

#### 6 条例第6条第2項第6号の基準

##### (1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

##### (2) 乗合自動車に表示するもの

ア イに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本拠の位置が他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市若しくは屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務を処理する景観行政団体(以下「条例制定景観行政団体」という。)の区域内に存するものに表示するもの

当該都道府県又は指定都市、中核市若しくは条例制定景観行政団体における屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

改正前

別表第2(第4条関係)

1 (略)

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類			第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立て のもの	アイ以外	(ア) 高さは、 <u>広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</u>	(ア) 高さは、 <u>広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</u>
		のもの	(イ) <u>表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</u> (ウ) <u>条例第5条第3号に規定する区域において表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を除く。)にあつては、条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道、東海道新幹線鉄道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、道路若しくは鉄道又は条例第5条第2号に規定する道路若しくは鉄道からの距離は、100メートル以上であること。</u>	(イ) <u>表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</u>

# 対 照 表

## 改 正 後

### 別表第2(第4条関係)

#### 1 (略)

#### 2 個別基準

##### (1) 条例第5条の基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	<p><u>ア イの地域以外の地域</u></p> <p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p>	<p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p>
		<p><u>イ 条例第5条第3号に規定する区域であつて、条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道、東海道新幹線鉄道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、道路若しくは鉄道又は条例第5条第2号に規定する道路若しくは鉄道から100メートル未満の地域</u></p> <p>(ア) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。)</p> <p>a 事業所、営業所、作業場等(以下「事業所等」という。)が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘</p>	

改正前

		<p>イ 道標、案内図板、その他公衆の利便に供するものとして表示し、又は設置するもの</p>	<p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>a 高さは、地上5メートル以下であること。</p> <p>b 表示面積は、1面5平方メートル以内、1個当たりの合計は10平方メートル以内であること。ただし、5以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあつては、1面15平方メートル以内、1個当たりの合計は30平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号の標識</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p>	
--	--	--	---	--

# 対 照 表

改 正 後			
		<p><u>導するために表示し、又は設置するものであること。</u></p> <p><u>b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>c 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</u></p> <p><u>d 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</u></p> <p><u>e 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）の表示面積が5平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</u></p> <p><u>f 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。</u></p> <p><u>g 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表</u></p>	

改 正 前

--	--	--



# 対 照 表

## 改 正 後

		<p><u>示された案内広告を表示したものであること。</u></p> <p><u>h 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</u></p> <p><u>i 案内広告に表示された写真及び絵の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。</u></p> <p><u>j 案内広告の地（文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分をいう。以下同じ。）の色彩が、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）8以下、かつ、明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3以上のものであること。</u></p> <p><u>k eの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあつては、案内広</u></p>	
--	--	--	--

改正前

(略)			
3 その他の広告 物等	(略)		
	(3) のぼり	(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。 (イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場 合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。	

# 対 照 表

## 改 正 後

		<p>告の表示面積が15平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が3平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p>
	(略)	
	(略)	
3 その他	(略)	
の広告物等	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合には、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

改正前

(2) (略)

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 野立てのもの

(ア) (イ) 以外のもの

a 高さは、地上5メートル以下であること。

b 表示面積は、1面3平方メートル以内、1個当たりの合計は6平方メートル以内であること。ただし、5以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあつては、1面10平方メートル以内、1個当たりの合計は20平方メートル以内とする。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

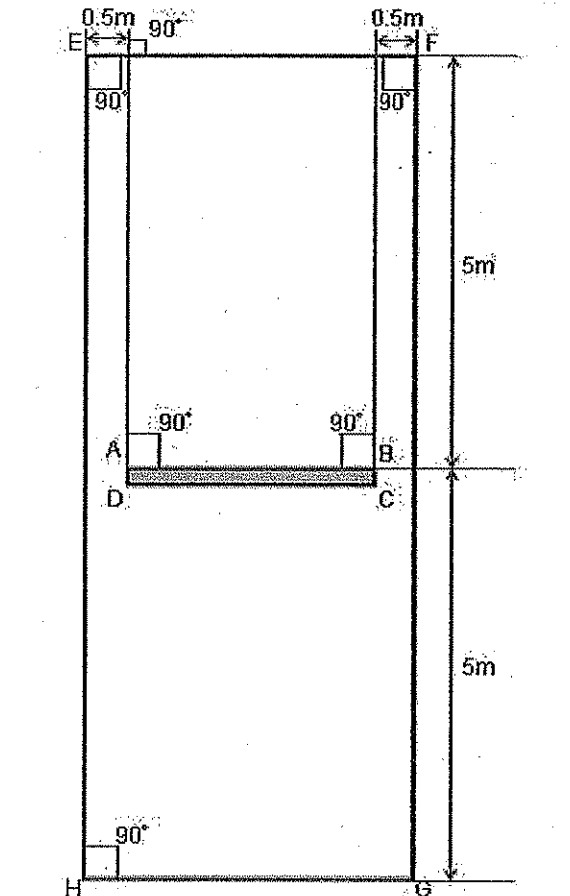
イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの

(ア) 突き出すもの

# 対 照 表

改 正 後

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

(2) (略)

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 案内図板等

① 共通基準

a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。

b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

改 正 前

- a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。
- b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
- c 個数は、1本につき1個であること。

(イ) 巻き付けるもの

- 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。

ウ 消火栓標識柱を利用するもの

(ア) つり下げるもの

- a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。
- b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
- c 個数は、1本につき1個であること。

# 対 照 表

## 改 正 後

- d 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- e 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、彩度8以下、かつ、明度3以上のものであること。
- g 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- h 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- i 塀を利用するものでないものであること。

### (II) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
1 野立てのもの	<p>(1) <u>別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</u></p> <p>(2) <u>高さが、地上5メートル以下であるものであること。</u></p> <p>(3) <u>案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</u></p> <p>(4) <u>案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</u></p> <p>(5) <u>(3)の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</u></p>

改正前



# 対 照 表

## 改 正 後

2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	(1) 突き出すもの	<p>ア 表示規格は、<u>縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下</u>であること。</p> <p>イ <u>下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上</u>であること。</p> <p>ウ <u>個数は、1本につき1個</u>であること。</p>
	(1) 巻き付けるもの	<p>ア <u>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内</u>であること。</p>
3 消火栓標識柱を利用するもの	(1) つりさげるもの	<p>ア 表示規格は、<u>縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下</u>であること。</p> <p>イ <u>下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上</u>であること。</p> <p>ウ <u>個数は、1本につき1個</u>であること。</p>

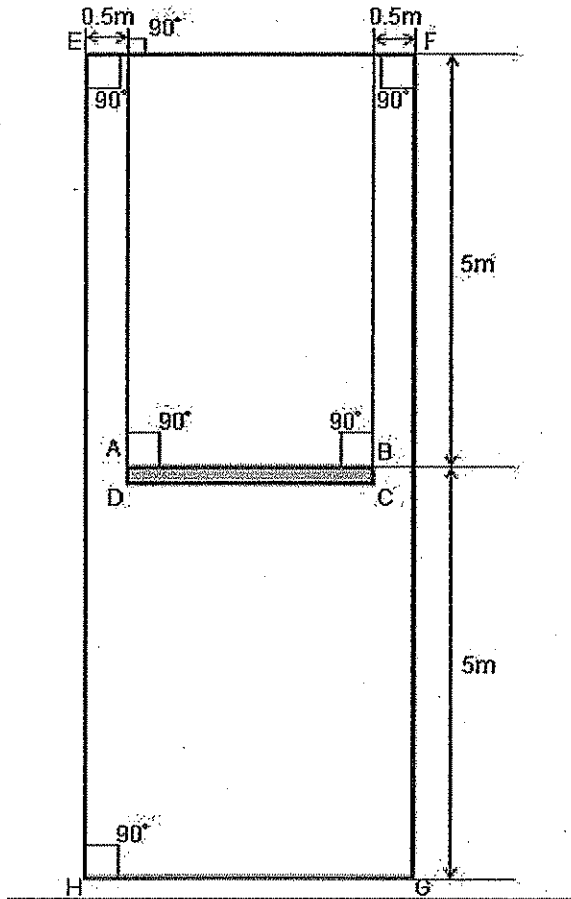
## 改 正 前

- 3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。

# 対 照 表

改 正 後

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

イ 道路法施行令第7条第1号の標識

(ア) 野立てのものであること。

(イ) 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

- 3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。